

障害福祉サービス等情報公表制度について

概要

当制度は、各事業者の情報を公平かつ適正に利用者等に対し提供するため、平成 30 年 4 月に創設されました。公表は、独立行政法人福祉医療機構が運営する『障害福祉サービス等情報公表システム（WAMNET）』を通じて行われています。

登録開始・期限、公表の時期

(1) 既に指定障害福祉サービス等を提供している事業者

公表する情報は年 1 回更新することとし、毎年 **5 月初日** から登録可能となります。その年の **7 月末日** までに承認申請をお願いします。

→市で申請された情報を確認し、2 か月後以内（9 月末日頃まで）に公表します。

(2) 新たに指定障害福祉サービス等を開始した事業者

指定を受けてから、市でシステムに事業者情報等を登録します。登録後、**約 1 か月以内** に承認申請してください。

→市で申請された情報を確認し、申請後約 1 か月以内に公表します。

<注意事項>

- ・市で情報の確認を行う際、入力漏れや明らかな不備等があった場合、差し戻し処理を行います。登録されているメールアドレスに「事業所届出申請の差戻しについて」というメールが届きますので、再度申請をお願いします。
- ・新規事業者については、回答可能な箇所のみ入力をお願いします。その他の事業者は、全ての項目が対象です。必須項目以外についても、明らかに困難な場合を除き、回答する必要があります。
- ・財務諸表（①事業活動計算書（又は損益計算書）、②資金収支計算書（又はキャッシュフロー計算書）、③貸借対照表（バランスシート））について、添付されていない事業所が多く見られます。法人設置の根拠となる個別法令等において、作成が義務付けられている場合、資料の添付をお願いします。

公表情報の修正について

公表情報の更新については、年 1 回の定期的な登録で足りることとされていますが、以下の項目について変更があったときは、随時修正が必要です。また、以下の項目以外でも内容を修正したい場合は、事業所係へご連絡ください。

・法人情報

名称・所在地（郵便番号）・電話番号・FAX 番号・ホームページ(URL)・E-mail アドレス

・事業所情報

名称・所在地（郵便番号）・電話番号・FAX 番号・ホームページ(URL)・E-mail アドレス

各種届出について

各種届出の締切

新規指定	事業開始の <u>2か月半以上前</u> までに、事前に電話予約のうえ相談。 指定予定日の <u>2か月前</u> までに書類を揃えて提出。
指定更新	指定有効期限の <u>1か月前</u> までに提出。
指定変更・休止・廃止・再開	<u>1か月前</u> までに提出（事前相談必要）。
各種変更届	変更から <u>10日以内</u> に届出（電話番号・メールアドレス変更の際も届出必要）。
加算関係届出と算定期	<ul style="list-style-type: none"> ・算定単位数が増える場合 <ul style="list-style-type: none"> 月の15日以前に届出 → <u>翌月</u>から算定開始 月の16日以降に届出 → <u>翌々月</u>から算定開始 ・算定単位数が減る場合 事実発生日から算定開始 <p>※加算の種類により届出期限と算定開始時期が上記と異なる場合がある。</p> <p>例) 福祉・介護職員処遇改善加算：令和3年度当初の特例 ・ ・ ・ 4/15 までに届出 → 4/1 に遡って適用</p>

注意事項

- ・変更届に必要な提出（添付）書類について不備、不足が多く審査に時間を要しています。
- ・盛岡市 HP に提出書類一覧表と留意事項を掲載しているので、提出前に確認してください。
 ページ ID 【1015013】
- ・指定に関する届出及び加算に関する届出のときは、正・副計2部の提出をお願いします（副本は受理通知と一緒に返送します）。